

飯塚市立小学校総合的な学習の時間体験活動費補助金交付要綱

平成25年4月25日

飯塚市告示第117号

改正 H27-97、R2-331、R3-133

(趣旨)

第1条 小学校学習指導要領第5章に定める総合的な学習の時間の授業(以下「総合的な学習の時間」という。)において、飯塚市立小学校における体験活動を振興し、児童の自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力の育成強化を促進することを目的として、公共施設を使用するために要する経費に対する補助金の交付については、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、総合的な学習の時間において宿泊を伴う体験活動を行う場合に、市内に存する有料の公共施設を使用する事業とする。

2 補助事業の対象回数は、1年度につき1回とする。

(補助対象児童及び補助事業者)

第3条 補助の対象となる児童(以下「補助対象児童」という。)は、補助事業を実施する小学校の5年生の学齢児童とする。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 保護者が飯塚市児童・生徒就学援助規則(平成18年飯塚市教育委員会規則第22号)に定める就学援助費の支弁を受けている児童

(2) 保護者が飯塚市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成27年飯塚市教育委員会告示第1号)に定める特別支援教育就学奨励費の支弁を受けている児童

(3) 病気その他の理由により、補助事業に参加しなかった児童

2 補助事業者は、補助対象児童の保護者(以下「保護者」という。)とする。

3 補助対象児童が在籍する小学校の学校長(以下「学校長」という。)は、保護者から委任を受けて、申請、請求、受領その他の手続を行うものとする。

(H27-97、R2-331一改)

(補助対象経費及び補助の限度)

第4条 補助事業の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条第1項第1号に定める就学援助費及び同項第2号に定める特別支援教育就学奨励費で、宿泊を伴う校外活動扶助費の対象として認定されている経費に限る。

2 児童一人当たりの補助金は、補助対象経費の2分の1又は2,000円のいずれか低い額を限度額とする。ただし、補助対象経費に減免措置の適用、他の補助金又は寄附金等が充てられる場合は、その額を差引いた後の額の2分の1又は2,000円のいずれか低い額を限度とする。

(R2-331一改)

(補助金の申請及び実績報告)

第5条 第3条第3項による委任を受けた学校長は、補助事業の終了日の翌日から起算して60日に当たる日又は当該年度最終日のいずれか早い日まで、交付規則第13条に定める実績報告を兼ねて、交付規則第4条に定める申請をしなければならない。

2 学校長は、第3条第1項第1号又は同項第2号に定める事項を確認するための個人情報利用同意及び同条第3項に定める委任事項に関する調書の提出を、保護者から受けなければならない。

3 第1項の申請は、次の書類を添付してしなければならない。

- (1) 明細書(補助金算定の基礎)
- (2) 補助対象児童の名簿及び補助対象児童に係る前項に定める調書
- (3) 補助対象経費に関する領収書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(H27-97、R2-331一改)

(補助金の返還)

第6条 学校長は、補助事業を実施したときに第3条第1項第1号又は第2号に該当していない児童が、補助事業を実施したときに遡及して第3条第1項第1号又は第2号に該当することとなった場合は、保護者と協議のうえ、既に受給した補助金を返還しなければならない。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付申請に係る申請書等の様式、補助金の交付に必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(R2-331一改)

(令和2年度における特例)

2 令和2年度における第2条第1項、第4条第1項及び第5条の規定の適用については、第2条第1項中「宿泊を伴う体験活動」とあるのは「体験活動」と、第4条第1項中

「宿泊を伴う校外活動扶助費」とあるのは「校外活動扶助費」と、第5条中「補助事業の終了日の翌日から起算して60日に当たる日又は当該年度最終日のいずれか早い日」とあるのは「当該年度最終日」とする。

(R2-331追加)

(令和3年度における特例)

- 3 令和3年度における第2条第1項、第4条第1項及び第5条の規定の適用については、第2条第1項中「宿泊を伴う体験活動」とあるのは「体験活動」と、第4条第1項中「宿泊を伴う校外活動扶助費」とあるのは「校外活動扶助費」と、第5条中「補助事業の終了日の翌日から起算して60日に当たる日又は当該年度最終日のいずれか早い日」とあるのは「当該年度最終日」とする。

(R3-133追加)

附 則(平成27年3月30日 告示第97号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年10月14日 告示第331号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年4月30日 告示第133号)

この告示は、告示の日から施行する。